

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

佐藤良雄

一 序 説

(一) さきに筆者は、本「経済研究」第三十八号一〇一頁以下に、「イギリス婚約法に関する覚書」と題するつたない研究ノートを掲載させていただき、イギリス婚約法に関して筆者が従来抱いてきた問題意識をながしか披瀝するとともに、近時一九七一年一月一日に施行された、婚約破棄訴訟を廃止する立法(一九七〇年法改正〔雑規定法〕Law Reform [Miscellaneous Provisions] Act 1970, c. 33)のあらまじと、これに関する筆者の若干の感想を述べたことがある。<sup>(1)</sup>

そのさい、筆者が、みずからの今後の研究課題として挙げた点の第一は、右改正法によって婚約破棄訴訟が廃止されるまで集積されてきた、イギリスにおける婚約に関する多くの判例を、事実関係(男女関係)にまでわたって検討し、従来イギリスにおいて婚約破棄の訴に関する事件として扱われてきたもののうちには、いわゆる純

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

粹の婚約と言ふべきものから、性関係、同棲、子の出生を伴なつたいわゆる事実婚(内縁)と言ふべきものまで(いま、あえてつけ加えれば、私たちが非婚と呼んできた「結婚的結合とはいえない男女関係」の如きものすらも)、種々多様な男女関係に関する事件が含まれているのではないかという考え方(ないし仮説)を検証することであつた。<sup>(2)</sup>

研究課題の第二は、右一九七〇年法改正(雜規定)法が、従来の婚約に関する判例法を一挙に葬り去つて、婚約は契約としての効力を持たず、その破棄について訴を起すことはできないとしたところから、右改正法の立法経過ないし立法理由を調査し、検討・報告することであつた。<sup>(3)</sup>

ところで、筆者は、右の第一の課題(過去の婚約に関する判例の検討)については、不敏にして、未だ殆んど報告すべき材料を有していない。したがつて、これについては、なお他日を期するほかはない。しかし、右第二の課題(一九七〇年法改正「雜規定」法すなわち婚約破棄訴訟廃止立法の立法経過ないし立法理由の調査・検討)については、その後、多少の報告すべき材料を得ることができた。そこで、本稿は、前稿にひきつづき、主として、右第二の課題について、さしあたり筆者が得た知見を報告することとしたい。

なお、次に、「目次」とするまで熟したものではないが、本稿を含めた続稿の執筆予定項目を掲記しておく。

※

※

一 序説

二 婚約破棄訴訟廃止立法の前史

- 三 法律委員会の活動(以上本稿)
- 四 「法律委員会報告書」の概要(一)
- 五 「法律委員会報告書」の概要(二)
- 六 国会における審議経過
- 七 補説
- 八 一九七〇年法改正(雜規定)法(仮訳)
- 九 あとがき

※

※

(1) 改正法は、四つの内容を含んでいる。第一が、この中で問題にしている婚約破棄訴訟の廃止及び婚約者間の財産関係と贈物(婚約指輪を含む)に関する規定(Legal Consequences of termination of Contract to marry というタイトルを付された三つの Section やなわが)。1. Engagements to marry not enforceable at law, 2. Property of engaged Couples, 3. Gifts between engaged couples がこれにあたる)。第二は、妻との姦通に因る夫の賠償請求権の廃止に関する規定(Damages for adultery というタイトルを付された一つの Section やなわが)。4. Abolition of right to claim damages for adultery)。第三は、配偶者又は子の、誘惑、誘拐、隠匿に因る訴訟の廃止に関する規定(Enticement of spouse, etc. というタイトルを付された一つの Section やなわが)。5. Abolition of actions for enticement, seduction and harbouring of spouse or child)。第四は、

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

無効な婚姻の生存配偶者の扶養(料)に関する規定(Maintenance for survivor of void marriage というタイトルを付されている)の Section すなわち、6. Orders for maintenance of surviving party to void marriage from estate of other party)。

なお最後に、Supplemental というタイトルのもとに、Section 7.がある。

これらのうち、第一のもの(第一条の一項・二項、第二条の一項・二項、第三条の一項・二項)については、前稿(本誌第三十八号一一七頁以下)に、全文の(仮)訳文を掲げておいた。

そのさい、第四のもの(第六条一項ないし五項)の訳文は掲げず、解説も付さなかったが、右第六条も、実は、婚約法と密接に関連するものである(これに対し、第二・第三のもの「すなわち、第四条と第五条」は、婚約法とは直接に関連はない)。右第四のもの(第六条)については、前稿で訳文を掲記せず、解説も付さなかったのは、全く筆者の不明の致すところであるが、これについては、本稿で、のちに詳しく触れる機会がある。

なお、右に述べたところからも理解されるように、本改正法は、婚約法に関してばかりでなく、イギリスにおける伝統的な家族法上の訴訟の廃止を規定している点でも重要である。したがって、本稿で試みようとする立法経過のないし立法趣旨の検討と同様の作業が、Right to claim damages for adultery や、Actions for enticement, seduction and harbouring of spouse or child などの廃止規定(第四条、第五条)についても、おこなわれなければならないであろう。しかし、本稿は、本論においては、もっぱら、婚約法に関連する規定(第一条、第二条、第三条および第六条)についてだけ検討して行くこととし、これらの廃止規定(第四条、第五条)については、とくに(国会における審議経過のように)必要のある場合においてのみ言及するに止めたい。そして、これら(第四条、第五条)に関する改正立法前史、法律委員会ないし類似の委員会の活動および報告書などについては、「七 補説」において検討・紹介をおこなうことにしたい。

(2) すでに久貴忠彦「イギリス婚約法における諸問題」阪大法学五九二六〇(一九六六)が、この考え方を述べていることは、前稿で指摘した通りである。

(3) 前稿で研究課題として残した事項はほかにも多い。イギリスにおける婚姻の形式的成立要件に関する歴史的検討はともかくとしても、今日なお発生する余地があると言われるコモン・ロー・マリッジの検討は是非とも必要な課題のひとつである。

(二) すでに前稿においても述べた如く、本一九七〇年法改正(雑規定)法(すなわち婚約破棄訴訟廃止立法)の制定は、一九六五年の「婚姻事件法(Matrimonial Causes Act 1965, c. 72)」に始まり、一九六九年の「家族法改正法(Family Law Reform Act 1969, c. 46)」および一九七〇年の「離婚法改正法(Divorce Reform Act 1970, c. 55)」に至る、最近のイギリスにおける、制定法による家族法のめざましい改正事業(勿論、この法改正事業は、家族法の分野に限るわけではない)の一環としてなされたものである。そして、この法改正事業が、かの「法律委員会(The Law Commissions)」の精力的な活動によってなされてきたことは、言うまでもないことであり、このことは、本一九七〇年法改正(雑規定)法についても同様である。

ところで、ここで注意すべきは、婚約破棄訴訟については、その廃止への動向は、決して、最近になって始まったことではないという点である。すでに、一九世紀末から、婚約破棄訴訟を廃止せんとする提案が、主として下院において、しばしば、法案として、あるいは政府への質疑として、おこなわれてきた。本改正法は、この一連の動きを、遂に決定的ならしめたという意味で、まことに意義深いと言わねばならないのである。

そこで、本改正法の立法経過について語るについては、まず、一九世紀末以降の、国会における婚約破棄訴訟

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

廃止の動向をあとづけておかねばならない。もとより、数次にわたる婚約破棄訴訟廃止立法の動向を、その法案の細部にわたって紹介し、あるいは、国会における提案ないし質疑の詳細を紹介することは、筆者の能力を超えるし、紙幅も許さない。その詳細は、いずれ別稿を期することとし、本稿では、以下「二 婚約破棄訴訟廃止立法の前史」において、年次を追って、そのおおよその輪郭を、あとづけておくことにしたい。

(三) さて、問題の中心は、今次の「一九七〇年法改正(雜規定)法」の立法経過であるが、ここでは、まず、なによりも、この問題に関する「法律委員会」の審議経過をあとづけることが必要であろう。

「法律委員会」<sup>(1)</sup>は、「一九六五年法律委員会法」(Law Commissions Act 1965, c. 22)によって設立されたが、その年に早速「第一次プログラム」<sup>(2)</sup>を作成し大法官に提出し、これが国会に提出された。この「第一次プログラム」のなかに、すでに婚約破棄訴訟の廃止が挙げられていた。その後の、この問題に関する委員会の審議経過は、各年度の「年次報告書(Annual Report)」<sup>(3)</sup>によって、うかがい知ることができる。この問題について、委員会は、しばらく結論をうることができなかったが、ようやく一九六九年八月二五日に最終的な結論に達し、勧告と改正法案を含む報告書を、大法官に提出することとなった。本稿では、以下「三 法律委員会の活動」において、主として、右「年次報告書」によって、この問題に関する法律委員会の審議の経過をあとづけておくことにしよう。

(1) いわゆる「法律委員会」については島田仁郎「英国における法改正の機構」法曹時報二〇巻四号、下山瑛二「イギリスにおける最近の法典化について—Law Commissionsの構成・機能およびその問題点」比較法研究第三二二号を参照。

(2) Law Commissions Act, 1965, First Programme of the Law Commission, London, H. M. S. O. の後、後に Law Com. No. 1 と呼ばれているものもある。その後の多くの Law Commission の題名の報告書と同様に、法律委員会法第三条にもとづき、大法官から国会に提出された。本 Law Com. No. 1 は、審査の必要ありとされる事項を列挙して、若干のコメントを附したものであるが、その二二—二四頁に、“XV. Miscellaneous matters involving anomalies, obsolescent principles or archaic procedures” と題して (a) から (e) の五項目が列挙されており、そのうちの (b) 項に、婚約破棄に因る訴訟と、婚姻訴訟における姦通を理由とする夫の損害賠償請求権の二つが挙げられている。

(c) ちなみに Law Com. No. 4: First Annual Report, 1965—66; Law Com. No. 12: Second Annual Report, 1966—67; Law Com. No. 15: Third Annual Report, 1967—68; Law Com. No. 27: Fourth Annual Report, 1968—69 などにも (Draft Law Com. Number の名で引用する)。ちなみに H. M. S. O. から刊行されている。

(四) 前項に述べた如く、法律委員会は、婚約破棄訴訟廃止立法について、ようやく、一九六九年八月二五日に、最終的な結論に達し、「勧告 (Recommendations)」と「法改正 (婚約破棄) 法草案 (Draft Law Reform [Breach of Promise] Bill)」を含む「法律委員会報告書、第二十六号、婚約の破棄 (The Law Commission [Law Com. No. 26], Breach of Promise of Marriage, 14th October 1969, London, H. M. S. O.)」を大法官に提出した。

いま、右報告書の内容目次を仮に訳して掲げてみよう。

※

※

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

目次

A 序文

B 婚約の解消に関する現在の救済方法

(a) 損害賠償の訴

(b) 贈物と財産の回復

C 婚約破棄訴訟の特殊な場合

(a) shaw 対 shaw 事件

(b) 妊娠に対する補償

D 本訴訟の廃止に対する従来の動向

E 改正に関する最近の諸提案

F 諸提案の比較

(i) 何らの新しい救済方法も伴わない契約訴訟の廃止

(ii) 損害賠償に対する制限された権利を伴う本訴訟の維持

(iii) 利益と損失の調整のための訴訟手続による代置

(iv) 損失の調整のための訴訟手続による代置

(v) 財産的紛争を解決するための訴訟手続による代置

G 勧告

H 副次的諸問題

(a) shaw 対 shaw 事件の問題

(b) 裁判管轄

(c) 訴訟救助

## I 勧告の要約

付録 A 註釈付法改正（婚約破棄）法草案

付録 B 諮問機関

付録 C 北米合衆国及び西ヨーロッパ諸国における婚約破棄に関する法律

付録 D ニュージールランド、雑訴訟に関する不法行為及び一般法改正委員会の報告書―婚約破棄に関する抜粋

※

※

ここにみられるように、本「法律委員会報告書、第二六号、婚約の破棄」には、本文（一九頁）として、序文（A）から、婚約破棄訴訟に関する現状の要約（B、C）、および本訴訟の廃止に関する従来の動向（D）、並びに本訴訟の廃止に関する諸提案の紹介とそれらの比較（E、F）に及ぶ詳細な解説が付されており、さらに、委員会の勧告（G）とそれに伴う問題点（H）が述べられ、最後に勧告の内容が要約されている（I）。さらに、付録（二六頁）として、委員会が作成した改正法草案に註釈を付したもの（付録A）、この問題に関して法律委員会の諮問をうけた組織ないし団体名（付録B）、また、北米合衆国及び西ヨーロッパ諸国における婚約破棄に関する法律

続・イギリス婚約法に関する覚書（一）

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

の概観(付録C)、ニュージーランドにおける「雑訴訟に関する不法行為及び一般法改正委員会の報告書」から婚約破棄に関する部分を抜粋したもの(付録D)が付されている。

以上の報告書の内容のうち、法律委員会の「勧告」およびその作成した改正法草案がもつとも重要であろう。同時に、右改正法草案に付されている註釈(Explanatory Notes)も、委員会の考え方ないし立法趣旨を知るうえで見逃せないものである。

さらに、そのほかの部分も、従来の婚約破棄訴訟の含む問題点およびこれを改廃すべき契機を知らしめ、また改正法草案作成に至る論議の内容を知らせるものとして、あるいは改正法案の含む問題点を教えるものとして、各々に、まことに興味深いものである。

だが、これらを全文逐語的に訳出し紹介するのでは、あまりに誌面を費しすぎることになるであろう。したがって、全文の翻訳、紹介は、別途におこなうこととし、さしあたり本稿では、若干の註釈ないし感想をも混えながら、続稿において、右「報告書」の各項につき、おおよその内容を、要約・紹介するに止めよう。続稿における、「四 『法律委員会報告書』の概要(一)」と、「五 『法律委員会報告書』の概要(二)」が、これにあてられる予定である。

(五) 右「報告書・第二六号」によって提案された「法改正(婚約破棄)法案」(Draft Law Reform [Breach of Promise] Bill)は、「法改正(雑規定)法案(Law Reform [Miscellaneous Provisions] Bill [Bill 35])」と名称を変えて、下院(庶民院)に提出され、第一読会のうち、第二読会において常任委員会に付託された。右委員会において若干の修正がなされ、その報告にさいして、さらにいくつかの修正意見が提出されたが、その一部を採択し

て第三読会がおこなわれ、結局、法案は下院において修正可決された。これが上院（貴族院）に送付され、第一読会のうち、第二読会において、全院委員会に付託された。当委員会ではとくに修正はなく、その旨議会に報告され、第三読会において可決された。

右の国会における本改正法の審議の内容は、のちに続稿で、「六 国会における審議経過」と題して、比較的詳しく紹介する予定であるが、ここであらかじめ、その経過の大要だけを、日付を追って掲記しておくことにする。

※

※

(1) 一九六九年八月二五日

法律委員会は、「法律委員会報告書・第二六号・婚約の破棄」を、大法官（ガーディナー卿）に提出した。<sup>(1)</sup>

(2) 一九六九年一〇月一四日

右「報告書」が、下院に提出された。<sup>(2)</sup>

(3) 一九六九年十一月二六日（下院）

David Ensor ほか四名から、法案（Law Reform [Miscellaneous Provisions] Bill [Bill 35]）が下院に提出され、

続・イギリス婚約法に関する覚書（一）

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

第一読会がおこなわれた。<sup>(3)</sup>

(4) 一九六九年二月五日(下院)

Ensor から若干の説明がおこなわれ、討論ののち、第二読会がおこなわれ、法案は、常任委員会(Standing Committee)に付託された。<sup>(4)</sup>

(5) 一九七〇年四月一〇日(下院)

右委員会の修正意見の報告がなされたが、これにさいして、さらに二、三の修正意見が提出され、その一部を採択して第三読会がおこなわれた。これに先立ち Julius Silverman から各条項について詳しい説明がおこなわれている。<sup>(5)</sup>

(6) 一九七〇年四月一四日(上院)

下院から送付された法案について、第一読会がおこなわれた。<sup>(6)</sup>

(7) 一九七〇年四月二八日(上院)

Lord Stow Hill から法案の説明があり、若干の討論ののち、第二読会がおこなわれ、法案は、全院委員会(Committee of the Whole House)に付託された。<sup>(7)</sup>

(8) 一九七〇年五月一四日(上院)

上院の全院委員会が開かれたが、Lord Stow Hill が意見を述べたのみで、とくに修正意見もなく、ただちに本会議が開かれ、法案は無修正のまま報告され、報告が受理された。<sup>(8)</sup>

(9) 一九七〇五月一九日(上院)

第三読会がおこなわれ、討論なく可決された。<sup>(9)</sup>

(10) 一九七〇年五月二九日

法案は裁可された。<sup>(10)(11)</sup>

※

※

(1) *イギリスの法律* Law Com. No. 26, p. 19. *イギリスの法律* Law Com. No. 27, p. 9. *イギリスの明令及び報告*。

(2) *イギリスの法律* H. C. Deb. (=Parliamentary Debates, [Hansard], House of Commons, Official Report) Vol. 792 col. 1935. *イギリスの法律* Ensor の発言なる明令及び報告。

(3) H. C. Deb. Vol. 792 cols. 432—3.

(4) H. C. Deb. Vol. 792 cols. 1935—8.

(5) 報告のイギリスの法律 H. C. Deb. Vol. 799. cols. 891—925. 第三読会にイギリスの法律 H. C. Deb. Vol. 799 cols. 925

続・イギリス婚約法に関する覚書 下

- (9) H. L. Deb. (=The Parliamentary Debates, [Hansard], House of Lords, Official Report) Vol. 309 col. 346.
  - (7) H. L. Deb. Vol 309 cols. 996—1011.
  - (8) 全院委員会に提出せられた H. L. Deb. Vol. 310 cols. 717—19. 報告に提出せられた H. L. Deb. Vol. 310 col. 719.
  - (6) H. L. Deb. Vol. 310 col. 991.
  - (10) H. L. Deb. Vol. 310 col. 1238. 参事院 H. C. Deb. Vol. 801 col. 2130.
  - (11) 本改正法の立法経過における基本的な法案は三種あることが、以上の概観から諒解されるであろう。第一は、法律委員会が作成し、大法官に提出した「法改正(婚約破棄)法草案(Draft Law Reform [Breach of Promise] Bill)」であり、第二は、Ensor ほか四名の議員から下院に提出された「法改正(雑規定)法案(Law Reform [Miscellaneous Provisions] Bill [Bill 35])」である。そして第三が、最終的に国会を通過して、「裁可をうけた一九七〇年法改正(雑規定)法(Law Reform [Miscellaneous Provisions] Act 1970, c.33)」である。以下、第一のものを Draft 第二のものを Bill 第三のものを Act と仮称することにした。さて問題は、右の Draft, Bill, Act 三者の異同および相互関係であるが、これこそ本稿が検討しようとする主要な課題の一つにほかならない。これらについては、まず、「五 『法律委員会報告書』の概要(二)」において、Draft が紹介され、次に「六 国会における審議の経過」において、Bill がとりあげられる。そして最後に「八 一九七〇年法改正(雑規定)法(仮訳)」において、Act の仮訳が示される。そのうえで、「九 あとがき」において、なすうれば、若干の比較検討を試みることにしたい。
- したがって、ここであらかじめ、これら三者の異同について云々することは避けたいと思う。

## 二 婚約破棄訴訟廃止立法の前史

婚約破棄訴訟廃止立法への動きは、主として下院において、すでに、一八七八年当時から、非常にしばしばみられてきた。その過程を、いま詳細にたどる余裕はなく、別稿にゆだねることにしたいが、次に、年次を追って、概略だけでも記しておこう。これによって、今次法律委員会の第一プログラムのうちに、婚約破棄訴訟廃止の件が盛り込まれたことも、肯かれることであろう。

(1) 一八七八年一月二一日(下院)

Herschell, Rodwell, Ryder によって「婚約破棄法案 (Breach of Promise of Marriage Bill [Bill 80])」が提出された。婚約破棄訴訟を廃止するためのものであった。同日第一読会をおこなったが、<sup>(1)</sup>のち、同年七月一六日に撤回された。<sup>(2)</sup>

(2) 一八七九年五月六日(下院)

再びこのとき、Herschell は、「婚約破棄訴訟は、婚約によって、現実の金銭的損失 (actual pecuniary loss) が生じた場合以外は廃止されるべきであり、損害賠償額はその金銭的損失に限られる」旨の決議をおこなうように提案した。これに対しては、Sir Eadley Wilmot の、婚約の破棄により蒙った被害は、金銭的損失のみを基準としてはかられるものではなく、この決議案によってなされたような方法でこの訴訟を制約するのは、きわめ

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

て好ましくない旨の修正案が提出された。両者の陳述はきわめて詳細であり、これについて他の議員 (Morgan Lloyd, Forsyth, Rodwell, Cole, Staveley Hill, Grantham, Sir Henry James, Colonel Makins) や Solicitor General (法務次長) なども意見を述べた。その紹介は残念ながら別稿にゆずらざるをえないが、結局、表決の結果、賛成一〇六、反対六五で、Herschell の提案通り決議された。<sup>(3)</sup> しかし、法案はこの会期中には提出されなかったのである。<sup>(4)</sup>

(3) 一八八〇年五月二一日 (下院)

このとき、かつて婚約破棄訴訟の廃止法案を提出し、しかも前年本訴訟を制限する決議案を提出し通過させた Sir Farrer Herschell が Solicitor General になっていたが、これに対して Colonel Makins が、本訴訟廃止法案を提出するつもりはないかと質問したのに対して、Herschell は、そのつもりはない旨を答えている。<sup>(5)</sup>

(4) 一八八三年二月一六日 (下院)

婚約破棄訴訟を廃止する旨の法案 (Breach of Promise of Marriage Bill [Bill 28]) が、Caine, Bryce, Buchanan, Colonel Makins, Meldon から提出され、<sup>(6)</sup> 第一読会がおこなわれたが、その後第二読会はおこなわれずに終わった。<sup>(7)</sup>

(5) 一八八四年二月二三日 (下院)

婚約破棄訴訟を廃止する法案 (Breach of Promise of Marriage Bill [Bill 101]) が、Colonel Makins, Bryce, Caine, Meldon から提出され、第一読会をおこなったが、第二読会はおこなわれなかった。<sup>(8)</sup>

(6) 一八八八年二月一六日 (下院)

婚約破棄訴訟を廃止する法案 (Breach of Promise of Marriage Bill [Bill 128]) が、Sir Roper Lethbridge, Bryce, Caine, Commins, Colonel Makins から提出され、第一読会をおこなったが、第二読会はおこなわれなかった。<sup>(9)</sup>

(7) 一八九〇年二月二六日 (下院)

婚約破棄訴訟を廃止する法案 (Breach of Promise of Marriage Bill [Bill 47]) が、Sir Roper Lethbridge, Lockwood, Bryce, Commins, Colonel Makins から提出され、第一読会をおこなったが、第二読会はおこなわれなかった。<sup>(10)</sup>

(8) 一九五五年二月七日 (下院)

Bottomley が、Attorney-General (法務長官) に対し、原告が実質的な損害を証明することを必要とするように、婚約破棄に関する現行法を改めるつもりはないかと質問した。これに対し、Attorney-General は、その示唆を支持する人々の存在はみとめられるが、法改正の一般的な要求の充分な証左が存在するとはいまのところ認め

続・イギリス婚約法に関する覚書 (一)

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

められないと答えた。<sup>(14)</sup>

(9) 一九六〇年四月二二日(下院)

Lipton が Attorney-General に対し、婚約破棄訴訟を廃止する法案を提出する考えはないかと質問し、Attorney-General はこれを否定した。Lipton は、さらに、多くの人々がその廃止を欲している旨を述べたが、Attorney-General は、本訴訟の廃止の一般的要求があるとは思われない旨を答えている。なお、ひきつづき Silverman (のちに一九七〇年法改正「雜規定」法の国会における審議で活躍する)も、若干の意見を述べている。<sup>(14)</sup>

(10) 一九六二年一月八日(下院)

再び Lipton が Attorney-General に対し、婚約破棄訴訟を廃止する立法をおこなう考えはないかを質問し、Attorney-General はこれを否定した。両者及び他の議員(Miss Bacon)のあいだで、若干の討論がおこなわれて<sup>(16)</sup>いる。

(11) 一九六四年二月二三日(下院)

同じく<sup>(15)</sup>、Lipton が、このたびは the Minister without Portfolio (無任所大臣) 具体的には、Sir Eric Fletcher) に対して、婚約破棄訴訟の廃止立法をおこなう考えがないかをただし、Sir Eric Fletcher は、これを否定した。そのあと、他の議員も混えて討論がおこな<sup>(17)</sup>われている。

以上、法律委員会発足（一九六五年）までの、国会における、婚約破棄訴訟廃止立法に関する動向を、ごく簡単に素描してみた。それは、文字通りの素描であつて、提出された法案ないし決議、国会で交わされた論議の具体的内容には、全く立入っていない。かような過去の動向については、資料的制約も大きいが、現に手にしている諸資料をも、ほとんど検討・紹介することなく、本項「前史」を終るのは、まことに心残りなことである。しかしここで深入りすることは、本題たる一九七〇年改正法の立法経過の紹介をさまたげるおそれがある。したがって、「前史」はこの程度にとどめ、諸資料の収集を待つて、婚約破棄訴訟廃止立法の沿革については、後日の再説を期することにしよう。

- (1) Hansard (=Hansard's Parliamentary Debates), Vol. CCXXXVII, col. 315.
- (2) Hansard, Vol. CCXLI. (General Index) 226の頁の記載がある。
- (3) Hansard, Vol. CCXLV. cols. 1867—87.
- (4) Law Com. No. 26, p. 6. 226の頁の明らかなである。
- (5) Hansard, Vol. CCLII. col. 226. 226の頁の間の事情については Law Com. No. 26, p. 6. 参照。
- (6) Hansard, Vol. CCLXXVI. col. 271.
- (7) Hansard, Vol. CCLXXXIII. (General Index) 226の頁の明らかなである。
- (8) Hansard, Vol. CCLXXXIV. col. 823.
- (9) Hansard, Vol. CCXCIV. (General Index) 226の頁の明らかなである。
- (10) Hansard, Vol. CCCXXII. col. 690.
- (11) Hansard, Vol. CCCXXXII. (General Index) 226の頁の明らかなである。

続・イギリス婚約法に関する覚書 (一)

続・イギリス婚約法に関する覚書 ㊦

- (2) Hansard, Vol. CCCXLIX. col. 107.
- (3) Hansard, Vol. CCCLVI. (General Index) から明らかである。
- (4) H. C. Deb. (=Parliamentary Debates, [Hansard], House of Commons, Official Report) Vol. 536 cols. 174—5.
- (5) H. C. Deb. Vol. 621 col. 1054.
- (6) H. C. Deb. Vol. 666 col. 1126.
- (7) H. C. Deb. Vol. 704 cols. 1209—10.

### 三 法律委員会の活動

(一) 婚約破棄訴訟廃止立法に関する法律委員会の活動は、一九六五年に提出された「法律委員会第一次プログラム」のなかで、すでに日程にのぼっていた。そこで、婚約破棄訴訟は、もはや妥当ではない社会的仮説にもとづくか、古風な訴訟手続を含むと思われるもののひとつに数えあげられていた。

委員会は、本訴訟を審理の要ありとし、以後一九六九年に改正法草案の成案をうるまで、審議を重ねてきた。その審議の経過は、各年度の「年次報告書 (Annual Report)」に触れられている。

次に、各年次報告書によって、審議の進行状況をたどってみよう。

(二) 一九六五年ないし一九六六年

いわゆる「法律委員会法」が、一九六五年六月一五日に裁可されると、翌六月一六日に、大法官ガーディナー卿 (The Lord Gardiner) によって、本委員会のスカーマン判事を委員長とする五名の委員が任命され、委員会の活動が始まった。改正意見を付した一七の審査事項を含む「法律委員会第一次プログラム」が、七月一九日に大法官に対して提出され、右「第一次プログラム」は、九月二〇日、若干の修正の後に、大法官によって承認され、一〇月二七日、国会へ提出された。

ところで、これよりさき、七月七日に、大法官は、委員会に対して、整理と法改正の包括的なプログラム (a comprehensive programme of consolidation and statute law revision) を準備するように求めており、これに対して、右プログラムが、十一月一七日に大法官に提出された。この「整理と法改正の包括的プログラム」は、一九六六年一月一四日に、大法官の承認を受け、さらに同年一月二六日に国会へ提出された。その後、一九六六年六月までの本委員会の活動経過は、「法律委員会、第一年次報告書、一九六五年——一九六六年<sup>(1)</sup>」に詳しい。他の諸事項にはここでは触れないが、婚約破棄訴訟については、この間には、とくにみるべき成果は挙げられていなかったようである。右報告書は、この問題について、「我々は、法律団体および民間団体に対して、婚約破棄訴訟を廃止する問題について諮問した。そして、我々は、この問題および関連する諸問題について、極く近く、提案を提出したいと考えている。」と述べている。なお、「法律委員会報告書・第二六号・婚約の破棄」によると、すでに、一九六六年二月に、委員会は、婚約破棄訴訟の端的な廃止のための仮提案を配布している。また右「報告書・第二六号」によると、この問題について諮問を受けた団体は、一七団体に及ぶ。<sup>(2)</sup>

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

(三) 一九六六年ないし一九六七年

この間には、婚約破棄訴訟の廃止に関して、委員会は結論を出すに至らなかった。「法律委員会、第二年次報告書、一九六六年——一九六七年」<sup>(3)</sup>は、その事情をやや詳しく述べている。これによると、委員会は、この訴訟の社会的に望ましくない要素を除去する一方、意図された婚姻が成立しなかったために経済的な損失を蒙った男又は女の主張に應えるような方途を講ずることなくこの訴訟の廃止を勧告するのは正当でないと考えていたようである。のみならず、委員会は、婚約が解消したが、婚約中に、婚約の成立を予期して献身を受けあるいは財産を取得した当事者の間の財産分配にも問題があると考えていた。

(四) 一九六七年ないし一九六八年

この間にも、婚約破棄訴訟廃止立法について、委員会は結論を出すことができなかった。前記「第二年次報告書」に述べられているように、委員会は、成立に至らなかった婚姻から生じた経済的損失および右婚姻の期待によって損失を受けた財産権を補償すべき方途を講ずることなく、現在の婚約破棄訴訟を廃止するのは正当でないと考えていた。そして、法律のあるいは民間の諸団体に諮問をつづけていたことは前記の如くであるが、「法律委員会、第三年次報告書、一九六七年——一九六八年」<sup>(4)</sup>によると、これら諮問機関の間に、右の目的を達成するにふさわしいとされるべき方策に関して、重大な見解の相違があることが明らかになったとのことである。一方は、金銭的損失に限定して現在の訴訟を維持することを支持するものであった。他方は、現在の訴訟を廃止して、裁判所が、解消した婚約から生じた損失および利益を調整する広い裁量権を与えられるような手続の途を支持する

ものであった。

これら諮問機関による提案の要旨とその比較は、「報告書・第二六号」に、詳しく述べられている。前掲本報告書目次中の、「E 改正に対する最近の提案」および「F 諸提案の比較」の項がそれである。したがって本稿においても、これらについては、後にかなり詳細に、項をあらためて紹介する機会があろう。

ただここで、極く概括的に述べておくと、一般の民間諸団体は、この訴訟の廃止を支持する傾向が強く、法律専門家の団体は、この訴訟に批判的ではあるが、何らかの救済方法が必要であるとする傾向が強かった。しかしその救済方法については種々の見解が存在したのである。本委員会も、この段階では、婚約の解消から生ずる損害に対する、何らかの救済策が必要であるとの見解を採っていたようである。

(四) 一九六八年ないし一九六九年

一九六九年八月二五日、法律委員会は、最終的な結論に達し、「法律委員会報告書・第二六号・婚約の破棄」を、大法官に提出した。

なお、一九六九年一〇月二七日に作成・提出され、同年一二月三日に刊行された「法律委員会、第四年次報告書、一九六八年——一九六九年<sup>(5)</sup>」は、「我々は、婚約破棄の問題について、いまや最終的な結論に到達し、我々の報告書を、極く近く提出できると考えている」と述べ、右「報告書・第二六号」が、八月二五日に提出され、一〇月一四日に刊行された旨を註記している。

(1) Law Com. No. 4, p. 19.

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

続・イギリス婚約法に関する覚書(一)

- (2) Law Com. No. 26, p. 28. 具体的な団体名については、続稿で述べる。
- (3) Law Com. No. 12, p. 19.
- (4) Law Com. No. 15, p. 9.
- (5) Law Com. No. 27, p. 9.